

和光市国民健康保険運営協議会

第1回会議録

令和7年7月29日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録（要旨）	
令和7年度 第1回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和7年7月29日（火） 13時30分
開催場所	和光市民文化センター 企画展示室
開 会 時 刻	13時30分
閉 会 時 刻	14時30分
出席委員	事務局
清水 善行 青木 二郎 市島 真理 奥村 香代子 小田原 紀慧子 佐々木 好評 内野 裕嗣 菅野 隆 内海 英二 佐々木 淳 鈴木 正敏（会長） 山崎 操（会長代理） （12人）	健康部長 櫻井 崇 健康部次長 梅津 俊之 保険年金課長 稲原 大介 健康支援課長 浅井 里美 保険年金課課長補佐 中村 智子 保険年金課国民健康保険担当統括主査 齊藤 哲也 健康支援課健康づくり担当統括主査 端山 明子 保険年金課国民健康保険担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 1人
細田 泰雄 富澤 仁 佐藤 貴映 （3人）	
備考	会議資料 次第、資料1（税条例改正）・資料2（令和7年度補正予算第1号）・資料3-1・資料3-2（令和6年度決算）・資料4（令和7年度補正予算第2号（案））・参考資料（子ども・子育て支援金制度・スケジュール）

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	1 開会 2 諮問 櫻井部長より「諮問書」を読み上げ、会長に渡す。 3 報告事項（１）「和光市国民健康保険税条例の一部改正について（専決処分）」資料１に基づき説明。 それでは、報告事項 「和光市国民健康保険税条例の一部改正」について、資料に基づきまして、報告いたします。令和７年１月に開催した令和６年度第３回運営協議会にてお話しいたしました内容になります。 お配りしています「資料１」をご覧ください。 令和７年３月３１日に公布された地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）の施行に伴い、令和７年４月１日から適用させるため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を実施したので報告するものです。 今回の改正内容は、２種類あります。 一つが賦課限度額の改正、もう一つが軽減判定所得の改正です。 賦課限度額の改正は、基礎課税額の賦課限度額を「65 万円」から「66 万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「24 万円」から「26 万円」に改める内容です。介護分も併せると合計「106 万円」から「109 万円」となります。 このことにより、高所得者層の方の税負担は増えることとなりますが、引き上げられることにより、中間所得者層の税負担の伸びを抑えることが可能となります。 軽減判定所得の改正は、所得の少ない方に配慮し、その所得に応じて７割・５割・２割軽減する法定軽減制度が定められています。このうち、５割軽減・２割軽減の軽減対象となる金額を引き上げるという内容です。具体的には、５割軽減基準額の加算に係る額を「29 万 5 千円」から「30 万 5 千円」に、２割軽減基準額の加算に

発言者	会 議 内 容
	係る額を「54 万 5 千円」から「56 万円」に改める内容です。 軽減判定所得のイメージとしては、国民健康保険加入者が一人の世帯で、前年中の収入が 127 万 5 千円以下の方が 5 割軽減を受けられたところ、今回の改正で 128 万 5 千円以下の方が 5 割軽減を受けられることとなりました。また、前年中の収入 152 万 5 千円以下の方が 2 割軽減を受けられたところ、今回の改正で 154 万円以下の方が 2 割軽減を受けられることとなりました。 このことにより、軽減判定の所得基準を引き上げることで、一定所得のラインを引き上げることになり、物価上昇により収入が増えている状況の中、前年度と同程度の収入状況の方が引き続き軽減判定を受けられるようになります。 被保険者にとって有益な改正のため、通常、条例改正は議会の議決によることとなりますが、専決処分により対応いたしました。 条例の改正についての報告・説明は以上となります。
鈴木会長	既に議会で承認された内容ですが、質問です。今回の改正による影響世帯数と影響額はどのくらいですか。
稲原課長	賦課限度額の改正については、90 世帯 400 人の方に影響があると見込んでおります。税額としては 500 万円程度調定額が増加すると見込んでおります。 限度額が今までより上がりますので、上がった分について少し税額が上がるようなイメージでございます。 軽減判定所得の改正については、5 割軽減が 27 世帯 39 人、80 万円の軽減となる見込みです。2 割軽減は 13 世帯 24 人、20 万円の軽減となる見込みです。 令和 7 年 2 月時点のデータを用いた試算になっております。 「和光市国民健康保険税条例の一部改正について（専決処分）」についての報告は以上。 報告事項（２）「令和 7 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」資料 2 に基づき説明。

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	それでは、報告事項（２）「令和７年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」について、資料に基づきまして、報告いたします。 お配りしています「資料２」をご覧ください。 今回の補正予算は、補正前予算額 64 億 5,784 万 9 千円に 50 万 9 千円増額し、補正後の予算額を 64 億 5,835 万 8 千円とするものです。 内容について説明いたします。 今回の補正予算は、現在使用している基幹システムである総合行政システムを改修するもので、国民健康保険に加入する 70 歳以上 75 歳未満の被保険者の方の高額療養費の負担区分見直しに係るシステム改修となります。 高額療養費制度の 70 歳以上の低所得区分Ⅰの基準について、老齢基礎年金の支給額相当として、年金収入 80 万円を基準として設定されているところです。この度、賃金の上昇、物価の上昇への対応により令和 6 年の老齢基礎年金の支給額が 80.67 万円に引き上げられ、80 万円を超えることを踏まえて基準を見直し、令和 7 年 8 月から年金収入の基準額を 80.67 万円とするものです。 現在、70 歳以上の低所得区分Ⅰが適用されている方に、令和 7 年 8 月以降も引き続き低所得区分Ⅰが適用されるようにする観点から政令を改正し基準の引き上げを行うものです。 歳入については、制度改正に係るシステム改修であるため、特別調整交付金で 10/10 賄われることとなります。 今回は、令和 7 年 8 月から改正内容を適用させる必要があったことから、速やかに 6 月の補正予算に計上しシステム改修を行いました。本来は運営協議会にて補正予算の承認をいただき、上程する必要がありましたが、システムの詳細や経費の積算が明らかになった時期が遅く運営協議会に諮るいとまがありませんでしたのでこのような形で報告をさせていただきました。 補正予算についての報告・説明は以上となります。 令和 7 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	についての報告は以上。 報告事項（３）「令和６年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」資料３－１、資料３－２に基づき説明。 それでは、報告事項（３）「令和６年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」、資料に基づきまして、説明いたします。 お配りしています「資料３－１」の１ページをご覧ください。 この表の見方ですが、左から「款」、「項」、「目」と予算上の名称を記載しています。そして令和６年度の当初予算と補正予算を合わせた「予算現額」、どれだけ収入があったかを示す「収入済額」、収入済額から予算現額を引いた「予算と収入の比較」、収入済額を予算現額で除した「執行率」が掲載されています。なお、「予算と収入の比較」においては、実際の収入済額が予算よりも多ければプラスで表記し、収入済額が予算よりも少なければ、マイナス、△で表記しています。この資料では、１ページから２ページが歳入について、続いて３ページから４ページが歳出について記載しています。 それでは、決算状況のご説明をいたします。 令和６年度の決算状況については、主な増減を含め、お配りしています「資料３－２」に示しておりますので、そちらを使いまして詳細を説明いたします。 (1)令和６年度の決算状況としては、歳入合計が６７億６,９７４万９千円で、歳出合計が６４億６８４万１千円になりますので、形式収支としては、３億６,２９０万８千円の歳入超過になりますが、前年度からの繰越金３億５,４７９万３千円、基金繰入金４億７,７９３万７千円、それと法定外の一般会計繰入金６千万円を引いて、基金積立金２億９,０９９万４千円を加えた実質的な収支は、２億３,８８２万８千円の歳出超過となっております。 (2)被保険者数の状況としては、令和６年度の被保険者数は、１万２,４０８人で、前年度比４７１人、率にして３.６６％の減員となっております。

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	(3)医療費の推移としては、前年度比 1,927 万 7,102 円、率にして 0.42%減の 45 億 7,441 万 9,520 円となっております。一人当たりの医療費は 36 万 8,667 円、前年度比 1 万 1,986 円、率にして 3.36%の増となっております。医療費総額については減少していますが、医療の高度化等の要因により、一人当たり医療費では、入院、歯科、調剤、訪問看護、療養費が増加しており、全体としても増加している状況です。 (4)国民健康保険税の賦課、収納状況といたしましては、イ合計をご覧ください。こちらの数字は現年度分のみになりますが、賦課にあたる調定額の合計額は、令和 6 年度 14 億 9,171 万 5,100 円、前年度比 6,577 万 1,400 円、率にして 4.22%の減となっております。 一方、収入額の合計額は 14 億 352 万 6,327 円、前年度比 4,219 万 3,773 円、率にして 2.92%の減となりましたが、収納率は 1.22 ポイント増加し、93.87%となっております。 次に、「資料 3－1」に戻っていただき、5 ページをご覧ください。 こちらについては、令和 6 年度決算状況を歳入、歳出の款ごとにまとめ、その構成割合を円グラフで示しております。 まず、右側の歳出については、医療費の支払いである保険給付費が 60.5%と半分を超えている他、埼玉県に納付する国民健康保険事業費納付金が 31.5%となっています。 この歳出の財源となるのが、左側の歳入となります。被保険者の皆さんから集めている国保税の割合が全体の 22.3%となっております。また、医療費の支払いである保険給付費は県からの交付金で賄われることとなっておりますので、県支出金が 59.6%となっております。 決算についての報告は、以上となります。
	国庫負担金がどの程度回されているのか、市町村の納付金が、一旦納付金として県に入れて、それがまた戻ってくるという形になっていて、国がどういう形でどの程度負担されて、それが市の方でどういう形で、県の方から納付金として、計算されているのか細かく

発言者	会 議 内 容
稲原課長	説明していただきたいと思います。 資料３－１のP5の円グラフをご覧ください。 会長がおっしゃられたように、今は埼玉県が財政主体ということで国民健康保険が運営されております。財政主体というのは、医療費の支出を県がひとまとめにして管理をしているというようなイメージになります。 その中で和光市の歳入歳出で見ていくと、まず歳出の方の保険給付費 60.5%というのが、医療機関等に払う医療費部分になります。 この 60.5%に対して、歳入は県支出金として、今申し上げた県が医療費を一括管理しているということで、まさにそれに相当する額は県からそのまま支払われているということになります。県が負担する医療費の財源は各市からの納付金と国からの補助金等をもとに県の方は運営しております。 納付金というのは、歳出側で言うと国民健康保険事業費納付金 31.5%ということになります。 この部分というのが、県が県全体でかかる医療費を市町村ごとに所得や被保険者数で按分したものです。例えば和光市はこのくらい払ってくださいというような形で県が計算した数字が来ますので、それを和光市は支払うという形で運営しています。 では、和光市はその納付金をどのような収入財源をもとにしているかということ、歳入側でいうと２種類合わせた形でやっています。 まず一つ目が、国民健康保険税 22.3%の部分です。被保険者の皆さんにご負担いただいている保険税になります。 その他、繰入金 12.3%があります。こちらの方はいくつかのものが入ってきていますが、まず大きなものとしては 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減という被保険者の低所得の方の保険税を軽減したものについて、国や県及び市の一般会計の方から公費が入るものがあります。 また、国民健康保険税でご負担いただいている税金だけだと、納付金に足りない部分が現在発生しております。それに対しては、令和 6 年度でいうと 6,000 万円一般会計からの法定外繰入金というもので補っているものと、さらに不足している分は、国保ヘルスプ

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	ランで検討していただいた国民健康保険の基金から不足分を補って運用している状況です。 このことから、国民健康保険の運営に関しては、被保険者の皆さんからの税金、それから公費、一般会計からの繰入金、貯金である財政調整基金で運営を行っています。以上です。 高額療養費の関係で、令和6年度の決算の額の中で高額療養費にかかる件数と金額がどの程度なのか、教えてください。 国の方でも、高額療養費の自己負担額の引き上げ等の話が出て、一時ストップしている状況ですが、2.7%から15%ぐらい高額療養費の自己負担額を上げるという話が出ている。相当影響があるものと考えますが、いかがですか。
齊藤統括主査	令和6年度の実績値ですが、件数として8,022件、金額としては約4億9,000万円が高額療養費の実績になります。前年と比べると件数は8,021件と1件しか増えていない状況ですが、金額は約4億7,000万円です。大体4%程度増えているというような状況になっています。
鈴木会長	高額療養費の自己負担額が引き上がることは相当影響がありそうですね。委員の中で、医療機関の菅野委員。入院ベッド数が多いかと思うのですが、患者さんの負担の状況を医療機関の方ではどのように見ているのでしょうか。
菅野委員	高額療養費は命に関わるような、非常に高度な医療を行った際に補助されるもので簡単に申し上げられないところです。私どもの医療機関では高額療養費を使うような医療を受ける方はほとんどいないのですけれども、大学病院や公立病院で高額療養費を受けるような治療を受ける方が、高額療養費が引き上げられると命の時間がすぐ短くなると言われています。治療ができなくなるし、払えない、治療を中断しなければならなくなるというような方が多々発生することを非常に危惧するところです。 今、薬剤や抗がん剤等、非常に金額が高い薬が中医協で認めるも

発言者	会 議 内 容
	のがどんどん出てきています。だから内容をよく吟味しなければならないと思います。ここで話すものではないかとは思いますが、そういう薬が保険適用される中で命に関わらないところでも高額な治療が行われるようになってきてしまった。こういうところが問題視されています。 内容も言いにくいのですが、ずっとそれを吟味していかなければいけないところにいると思います。また、薬屋さんとかでいろいろな問題があり、あまり簡単には言えないのですが、例えば最近認知症の薬ですね。認知症の対処療法ではなく、ごく初期の方の場合に、いろいろ効果があるということで高いお薬で保険適用されたものがあり、非常に高額になってきている。 ただ、アメリカのエビデンスを見てみるとそんなに効果がないというようなことです。ですからそのあたりの費用対効果が悪い高額な薬が増え、高額な内容の医療が増えてきているのが問題で、命に関わることを削るべきではない。ですからその辺の吟味をよくしていかなければいけないというところだと私は思います。
鈴木会長	ありがとうございます。 この制度自体は、和光市の国民健康保険の条例で決められるわけではありません国の制度ということですので、そういう不安が、今のところあります。そうなったらちょっと大変だということも考えていかなければならないのではないか、というふうには思います。 あと、歳出の出産育児一時金で予算と決算の数値が大きく違うのですが、当初予算で見込んだときと決算の数字が少なくなっている原因は何かありますか。
稲原課長	予算の方で多く取ってしまっているという状況です。予算では70件の出産を見込んでおり、令和6年度の実績は40件でした。70件というのがコロナ禍で一時的に出産が減っているのかどうなのかというのを見極めているような段階で、どうしても足りなくなること避けるために、多めに見込んでいたところがありました。ここ数年の推移を見て、件数について来年度以降はもう少し実績に沿った形で考えようと思っております。

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	保健事業費の執行率が 86%で対予算に対して決算額が少ないですが、これについてはいかがですか。
浅井課長	保健事業費の中の特定健診等の事業費について説明いたします。 特定健診の受診者数は個別検診の受診者数が予想よりも低くなっておりまして、差が出てしまいました。 集団検診は特に変わっていませんので、もう少し状況を見ていきたいと思っております。 受診率の方は速報値と法定報告と少し違いがあり、国保を途中で抜けてしまった方々の影響で変化することがあるので、まだこれから変わるのですが、令和 5 年度の法定報告の受診率は 46.3%、令和 6 年度の速報値は 45.8%、その差は 0.5 ポイントとあまり差が出ていないと思っております。 今後特定健診の予算計上の際に実績に基づいた検討をしていきたいと思います。
鈴木会長	高額療養費の関係で、限度額適用・標準負担額減額認定証というのを発行していると思うのですが、どのくらい発行していますか。
齊藤統括主査	限度額証の発行状況といたしましては、令和 6 年度は 500 件です。また、前年度令和 5 年度は 834 件です。 件数が減っている理由としては、現在マイナ保険証が普及している中で、限度額証の交付申請をしなくても、医療機関側のオンライン資格確認システムで、限度額区分が確認できる状態になっているため限度額証の申請件数は減っております。
鈴木会長	マイナ保険証になっていくと、この認定証はあまり必要なくなってくるということでしょうか？
齊藤統括主査	お見込みの通りです。 令和 6 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算についての報告

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	は以上。 4 諮問事項「令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について」資料4に基づき説明。 それでは、諮問事項「令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）」について、資料に基づきまして、説明いたします。 お配りしています「資料4」をご覧ください。 今回の補正予算は、補正前予算額64億5,835万8千円に3億2,290万8千円増額し、補正後の予算額を67億8,126万6千円とするものです。 それでは、まず、歳入から説明します。裏面をご覧ください。 歳入は「款8繰越金」について、令和6年度決算額の確定に伴い令和6年度の歳計剰余金である繰越額を計上するもので、当初計上している4,000万円を差引いた3億2,290万8千円を増額補正するものです。歳入は以上です。 続きまして、下段の歳出について説明します。 まず、「款6諸支出金」については、「項1償還金及び還付加算金」のうち過誤納還付金について、就職等により、国民健康保険から社会保険に加入した方で、国民健康保険の脱退の手続きをしていない方を過年度に遡り職権喪失を行ったことによる還付が発生したため、930万円増額補正するものです。 また、「項2繰出金」については、令和6年度の事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の充当事業費の確定に伴い、余剰分を一般会計に繰り出すため、2,528万9千円増額補正するものです。 次に「款5基金積立金」については、先にご説明しました歳入補正額3億2,290万8千円に対して、「款6諸支出金」を差し引いた額を財政調整基金に積み立てるものとして2億8,831万9千円を増額補正するものです。この結果、補正後の基金残高は8億736万8千円となります。 諮問事項、補正予算についての説明は以上となります。

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	繰越金が出たということで、去年と比べるとどんな状況でしょうか。それと今後の積立金がどのように運用されますか。
稲原課長	令和５年度の基金残高が１０億円ほどございました。 令和６年度の決算が終わった時点で、基金残高が８億円ほどということで、この１年間で約２億円財政調整基金が減額しています。先ほどの仕組みのところでお話しした保険税の不足分に対して充当しているという形になります。 資料３－２の（１）決算状況のところで、令和６年度の一番下の実質的な収支が△２億４、０００万円ほどとなっています。令和６年度はマイナスでしたというふうになっているのですが、これに関して、基金の２億円それから一般会計からの法定外繰入金６、０００万円を使ってこの分を補ったというような最終的な結果となっております。 採決の結果、令和７年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）について承認。 ５ その他
齊藤統括主査	令和８年度から保険税の仕組みの中に新たに子ども・子育て支援金制度が導入されることとなりました。このことに伴い、令和６年度から令和８年度までの和光市国民健康保険ヘルスプランでお示した、国民健康保険税率について、子ども・子育て支援金制度が導入されることで新たな賦課区分が加わることから、計画の変更が必要となります。 計画の変更について、参考資料のとおり今後のスケジュールをお示いたします。 国保運営協議会としては、１１月に第２回を開催し、子ども・子育て支援金制度の内容説明、国保ヘルスプラン変更（案）の提示をいたしまして、ご意見等をいただきたいと考えております。１２月に第３回を開催し、第２回でいただいたご意見等を踏まえて修正等を行った国保ヘルスプラン変更（案）について承認いただきたいと

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	思います。その後、1月に市民への説明会を実施し、2月にはヘルスプラン変更について市長の承諾を得る流れとなります。 令和8年4月から子ども・子育て支援金制度を導入するために、令和8年3月議会において、国民健康保険税条例の改正について上程し議会の承認を経て4月から施行いたします。 参考資料「子ども・子育て支援金制度について」の資料P1をご覧ください。 こちらは国の資料になります。 そもそも、この支援金制度は、日本の少子化対策として令和6年に創設された新しい仕組みで、令和8年度から段階的に導入されるものです。 少子化に歯止めをかけるため、子育て世帯への支援を社会全体で分かち合うという考え方に基づいています。こども未来戦略加速化プランに基づき、児童手当の拡充、妊婦への給付金、育児休業給付の強化、こども誰でも通園制度、育児時短勤務者への給付などを行っていく財源として、新たに創設されるものが子ども・子育て支援金制度となります。社会全体で分かち合うという考え方から、医療保険の枠組みに上乗せする形で後期高齢者医療保険、国民健康保険、被用者保険それぞれで徴収することとなります。 P9をご覧ください。具体的な税額試算としては、令和8年度は一人当たり月額250円、年間3,000円の増額とすることが見込まれております。4人家族の場合は年間12,000円の増額が見込まれております。なお、子ども・子育て支援金制度はあくまで少子化対策にかかるものであるため、18歳以下のこどもの均等割額は全額軽減がかかることとなります。 おおまかな考え方については、参考資料の国の資料をご一読いただければと思います。また、国保ヘルスプランの変更については、財政推計等はそのまま、支援金分が追加されるイメージとなりますので大きな変更になることは考えておりません。 第2回以降の国保運営協議会で具体的なお話しができればと思います。以上で説明を終わります。 これから協議していくということで現役世代を超えて、負担して

発言者	会 議 内 容
	いかなければならないということですから、非常に大変な状況だと思えます。これについては今後、共有していくことになると思いますのでよろしくお願いします。 以上をもちまして国保運営協議会を閉会させていただきます。 6 閉会